

釧路司法書士会報

Vol.124

2016

September

9

月号



第2回臨時会長会報告、空き家対策委員会ほか

124号目次

CONTENTS

- 3** 平成28年度第2回臨時会長会 報告

釧路司法書士会 会長 野 村 一 仁
- 5** 北海道ブロック協議会総会の司会を務めて

副会長、北海道ブロック協議会理事 森 一 也
- 6** 全国広報担当者会議に参加して

企画第2（広報）担当理事 中 川 貴 志
- 7** 退会のご挨拶

釧路支部 平 田 清
- 7** 新入会員挨拶

北網支部 本 田 幸 治
- 7** 「皆様、よろしくお願いします。」

十勝支部 保 田 正 明
- 8** 新入会員あいさつ

釧根支部 大 平 明 夫
- 9** 空き家対策委員会の発足について

空き家対策委員会
- 10** 写真で見るイベント
- 11** 釧路司法書士会 会員の動き
- 12** 業務日誌
- 14** 編集後記

会報編集委員 辻 香 澄

《表紙の写真》

トムラウシ山に続く道にて



平成28年度第2回臨時会長会 報告

釧路司法書士会 会長 野村 一 仁

平成28年8月5日（金）、午後1時から5時まで、司法書士会館 地下一階「日司連ホール」にて、臨時会長会が開催されましたので以下報告します。

会長会開催に先立ち、慣例により平成28年度会長会議長団の担当会を選定することとなり、今年度の議長団は東北ブロック会・関東ブロック会・北海道ブロック会の中からそれぞれ各単会が議長団を構成することになっています。

今回の議長は秋田県会山田会長・副議長は栃木県会小暮会長そして釧路会野村が議長団を構成することになりました。

北海道ブロック会から釧路会が選定された経緯は、平成17年は釧路会、同20年函館会、同23年旭川会、同25年札幌会が担当していたので今回は釧路会が担当することになりました。今まで会長会で発言していなかったもので、これから質問意見等をしようと思っていた矢先で残念です。なお、この議長団の任期は平成29年4月開催の会長会までとなります。

さて、今回の臨時会長会の議題は下記のとおりです。

1、司法書士の代理権の範囲に関する訴訟の結果と今後の対応について

- (1) 和歌山訴訟高松高裁判決の判断について
- (2) 最高裁判決の論点について

(3) 法務省との協議結果及び今後の対応について

2、法定相続情報証明制度（仮称）について

前記1については、最高裁判決を受けて司法書士会会員の適切な業務に資するよう、同判決が判断を示した事項を明らかにするとともに、同判決の射程外の疑義がある点について、連合会が現時点で考えられる重要な論点の説明を受けました。

これは私たちの執務に関して大変重要な問題を含んでおり、これから研修会を通じて会員の皆様に周知していきたいと思います。

前記2については、平成28年7月5日、法務省は相続手続を簡素化するために「法定相続情報証明制度」（仮称）を来年度に新設、平成29年度の運用開始を目指すと発表しました。

本制度は、いわゆる所有者不明土地問題や空き家問題を生じさせる大きな要因の一つとされる相続登記未了問題に対し、相続登記を促進するための新たな制度です。

この制度は、最初に戸籍謄本等一式とこれに基づき作成された法定相続情報（家系図のようなもの）を登記所に提出すると、登記官がこれに証明文を付して法定相続情報の写しを交付するものです。

これまでは相続手続をするためには、亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本等の一式をすべて揃えた上で、同じ書類で各手続

を行う機関（法務局、銀行、税務署等）にそれぞれ提出しなければならず、煩雑で手間がかかっていました。

これからは、法定相続情報の写しを発行してもらい、それを各機関に提出すればよく、社会的コスト削減になると報道しています。

しかし、各単位会の会長からは、

- ① 本制度はその目的を「相続登記の促進」としながらも、登記所における相続登記申請は要件ではないこと。
- ② 「法定相続情報証明制度（仮称）」が予定する法定相続情報の作成が、司法書士法第3条第1項第2号に定める司法書士業務ではないこと。
- ③ 相続人が司法書士等に依頼せずに自分で

申出したいという人も必ずいるので、戸籍謄本等一式が登記所に持ち込まれて、それを一から確認し、戸籍謄本が不足していれば申請人に対し追加提出の指示を行い、これに基づき作成された法定相続情報の証明文を付すというのは相当な作業量となり、登記事務に影響が生じること等

様々な観点から反対の意見がありました。

本制度に反対する意思表示をすべきだとする各単位会会長も多くいましたが、会長会は決議機関と位置づけられていないという意見があり意見表明の決議はされませんでした。





北海道ブロック協議会総会の司会を務めて

副会長、北海道ブロック協議会理事 森 一 也

ブロック協議会の総会は2年に1回は札幌を開催地とし、その他の年は釧路、旭川、函館を順番に開催地としています。

今年は6年に一度の釧路会での開催となりました。

6年前は釧路を会場としましたが、今回は各地会員のアクセスを考え、さらに当会会長のお膝元ということで、帯広を会場として開催いたしました。

そして、開催地となった担当会はその運営役を携わることとなり、4月のブロック理事会において、力不足ではありますが私が総会の司会を担当することとなりました。

ブロック会長を含む役員数名が帯広に前日入りをするので、その歓迎の意味を込めて懇親会を行うこととなりましたが、残念ながら翌日の司会という大役もあることから、自宅にて静養し、翌朝の車での移動に備えました。

午前中のブロック理事会にて最終打ち合わせを終え、落ち着いた気持ちで昼食を済ませて総会の会場へ入りました。

事務局からいただいた司会の原稿を広げ、開会の時間を待ちました。

こぢんまりとした会場に続々と集まってくる各会の会員。

緊張感が高まるなか、開会の時間を迎えてしまいました。

司会の次第原稿をもとになんとか総会を進めていきましたが、力不足があらわになり、反省点ばかりをかかえて総会終了となりました。

た。

総会の議長は当会の志築理事が担当し、見事な議事進行を見せていただきました。

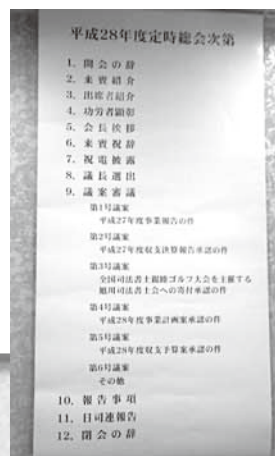
総会終了後は隣接の会場で懇親会となりました。

和やかな雰囲気の中、有賀副会長の司会進行でスピーチをいただいたりと盛り上がりました。

懇親会で十分アルコールも回っていたと思いますが、その後は野村会長の案内で日司連、ブロックあるいは旭川会の役員の皆様と2次会、3次会、4次会と帯広の夜を堪能し、雨の夜は更けていきました。

今回のブロック総会の開催にあたりご協力をいただいた皆様に、この場をお借りして感謝申し上げます。

次回6年後のブロック総会でまたお会いいたしましょう





全国広報担当者会議に参加して

企画第2（広報）担当理事 中 川 貴 志

平成28年7月1日（金）、東京都新宿区四ツ谷にある司法書士会館の日司連ホールにて、日司連主催の全国広報担当者会議が実施され、これに釧路会の担当者として参加してきました。

当日は、東京司法書士会のマスコットキャラクター（いわゆる「ゆるキャラ」）の「しほたん」に出迎えられ、会場には、各単位会独自に作成したポスターやグッズが並べられるなどしており、単位会ごとに創意工夫が感じられるものでした。

会議では、冒頭、広告代理店の株式会社新通から「司法書士認知度調査結果」について報告がなされ、これによれば、「司法書士」という名称の認知度は98%に上るものの、その仕事内容の認知は42%にとどまっているというものでした。

調査結果では他にも数多くの項目についてデータが示されていましたが、これらから1つ感じたのは、われわれ司法書士自身が持っている「司法書士」のイメージと、市民が感じている「司法書士」のイメージは、必ずしも一致していないということでした。

その後、いくつかの単位会より広報活動の事例紹介がなされ、規模が同程度の単位会ごとにグループディスカッションを行いました。

特に印象的だったのは、大阪会で作成したポスターや、近畿司法書士会連合会で起用した映画「HERO」とコラボしたポスター、東京会における一般公募によるCM制作や親善大使の募集、また、本会と同程度の予算規模にかかわらず広報のために年間500万円も予算を確保している会、あるいは予算をかけずにひたすら地道に町内会の回覧板にチラシを配布する会などで、地域の事情に応じた多様な広報活動の実態を知ることができました。

予算等の問題もありますが（会員1人당たりに換算すればおよそ年1万数千円程度が全国平均という印象）、規模の小さい単位会でも色々と工夫しながら広報活動を行っており、本会における広報活動においても見習うべき点は多々あったように感じられましたので、今後の本会の広報活動に生かしていきたいと感じております。





退会のご挨拶

釧路支部 平 田 清

当職は、寄る年波と健康上の都合により、60有余年にわたる司法書士業務を、平成28年9月30日をもって退会し廃止いたします。

これまで各位の方々から寄せられました絶

大なご支援とご交誼を深謝し、厚く御礼申し上げますと共に、各位及びご家族のご健康、ご多幸を心より祈念申し上げご挨拶とさせていただきます。



新入会員挨拶

北網支部 本 田 幸 治

本年4月21日に司法書士名簿に登録されました。

初仕事は5月中旬ごろだったと思います。最初は、なかなか思うように書類が作成できず苦労しましたが、だいぶ慣れてきました。

司法書士は自営業なので、自営業は自由業と思っていたが、そうはいかない。閑古鳥が鳴いているときでも、じっと事務所で電話番。

ま、そんなこんなで、もう、8月も終わりにかけ、もう少しで半年になると思いながら、いつまでできるか不安もよぎる。あまり気負って仕事をするとうれしがたまる。気楽に仕事を続けたいと思う今日この頃である。

司法書士1年生の新入り会員でありますので、会員の皆様、どうぞよろしくお願いします。



「皆様、よろしくお願ひします。」

十勝支部 保 田 正 明

皆様、はじめまして。本年4月に入会いたしました、保田（やすだ）と申します。

簡単に自己紹介いたしますと、私は昭和35年生まれの55歳、出身は幕別町です。昭和55

年4月に釧路地方法務局（清水出張所）に採用され、その後36年間勤務しましたが、本年3月末をもって公務員生活に幕を閉じ、この4月に皆様の仲間入りをさせていただいたと

ころです。法務局では登記事務を通算で20年経験しましたが、この4年間は登記事務から離れていたこともあり、日々苦戦しております（トシのせいにするのはナンですが、なかなか知識が頭に入りません。）。

さて、司法書士に対する市民の認識は、不動産や商業・法人登記制度の法律専門家であるとともに、市民の身近で信頼できる法律家といったものであり、また、近年は成年後見業務や簡易裁判所の訴訟代理業務など司法書士の職域が拡充されていますので、市民の皆様の司法書士に対する期待はより高まっているのではないかと考えております。その期待に応えるためにはより高度な専門知識が要求

されますし、加えて「人間」も磨いていかなければなりません、それだけにやりがいのある仕事ではないかと思っております。「司法書士」のドアを開けて4か月、未だに右も左も分からずアップアップしていますが、依頼者から感謝のお言葉を頂戴することもあり、多少なりとも人様のお役に立ててよかったという喜び（自己満足ですね。）をもって仕事にあたっている状況です。

最後になりますが、諸先輩の皆様方には何かとお世話になるかと思います。日々精進してまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。



新入会員あいさつ

釧路支部 大 平 明 夫

このたび、釧路司法書士会に入会させていただきました大平明夫と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本年3月末をもって、38年間勤めた法務局を退職し、生涯初の転職で司法書士という道を選択し、現在、標茶町にて業務を行っております。

法務局在職中には釧路、帯広、北見に勤務した経験もありますので一部の会員の方とは面識があり心強く思っております。

今まで登記の書類の審査する仕事をしていたので、申請書の作成については簡単と考え

ておりましたが、司法書士として事件を受託した場合には、当事者の本人確認やその意思を確認することが必須であることなど、正確な登記をするためにしなければならないことがあり、とまどいながら業務を行っております。そのためにも、司法書士法をはじめとする関係法令を、もっと勉強しなければならないと痛感しております。

今後は、地域住民に信頼される司法書士をめざして努力してまいりますので、釧路司法書士会会員の皆様のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

空き家対策委員会の発足について

空き家対策委員会

去る平成28年5月21日の釧路司法書士会定時総会において、「空き家対策委員会」の設置が承認され、これに基づき委員会の構成員が選任され、釧路司法書士会としても空き家問題に本格的に取り組むこととなりました。

増加する空き家に対応するため、国では、平成26年11月27日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「空き家特別措置法」）を公布し、平成27年5月26日に全面施行されています。

このような背景から、北海道においても平成27年12月に「空き家等対策に関する取組方針」を策定し、平成28年2月から、道内の各市町村担当者のほか、土地家屋調査士会や宅地建物取引業協会などの関係団体が参画する「北海道空き家等対策連絡会議」が発足し、釧路司法書士会もこれに参画しております。

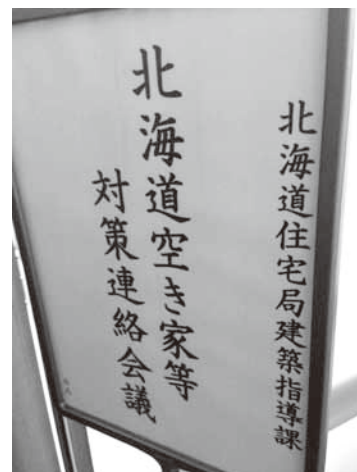
また、日司連においても、空き家・所有者不明土地問題等対策部を設置し、「全国空き家問題110番」を実施したり、司法書士アクセスブック「放っておけない空き家の話」を作成するなどして、司法書士会全体で空き家問題に取り組むという姿勢を明らかにしています。

釧路司法書士会では、平成27年11月に、管内の各市町村に対し、空き家問題に対する取組状況や司法書士に対する要望等に関するアンケート調査を実施し、また、協議会委員の推薦依頼があった場合に近隣の会員を推薦するなどしており、今後は、当委員会が中心となって各自治体・関係機関と連携し、相談窓口となったり、研修会の実施や情報提供を行っていくことを検討しています。

空き家・所有者不明土地（以下、「空き家等」といいます）問題は、相続登記未了問題と関係するケースも多く複雑な相続関係を戸籍から特定し、相続登記や担保権抹消登記に関わることができる可能性や、相続人不存在や不在者であった場合の財産管理人選任や後見事例における後見人選任の申立て、あるいはこれら管理人等への就任など、司法書士業務に密接に関連することが予想されます。

また、自治体だけでなく空き家等の所有者やその周辺住民などからは、空き家等の問題についてどこに相談してよいのかわからないという声が多いため、相談窓口としての役割も求められています。

空き家対策委員会としては、今後、空き家等問題に関する解決方法の実例集積・分析とその紹介、資料の提供、研修会等の実施等を通じて、会員の皆様への情報提供を積極的に行ってまいりたいと思いますので、ご理解とご協力の程お願い申し上げます。



写真で見るイベント



釧路司法書士会定時総会
平成28年 5月21日(土) アパホテル帯広<帯広駅前>



第1回業務研修会(講師 神崎満治郎先生)
平成28年 8月27日(土) まなぼつと釧路

釧路司法書士会 会員の動き

*入会



●川越秋雄 殿 (十勝支部)

登録年月日 平成28年 3月24日
登録番号 釧路 第230号
事務所住所 〒080-0012
帯広市西2条南6丁目1番地
司法書士クローバー法務事務所
電話番号 (0155) 67-7781
FAX番号 (0155) 67-6390



●本田幸治 殿 (北網支部)

登録年月日 平成28年 4月21日
登録番号 釧路 第231号
事務所住所 〒092-0041
網走郡美幌町字東1条
南3丁目25番地3
電話番号 (0152) 73-6159
FAX番号 (0152) 73-6276



●保田正明 殿 (十勝支部)

登録年月日 平成28年 4月21日
登録番号 釧路 第232号
事務所住所 〒080-0015
帯広市西5条南4丁目11番地
電話番号 (0155) 23-5262
FAX番号 (0155) 23-9796



●大平明夫 殿 (釧根支部)

登録年月日 平成28年 4月21日
登録番号 釧路 第233号
事務所住所 〒088-2311
川上郡標茶町開運2丁目35番地
電話番号 (015) 485-2107
FAX番号 (015) 485-2108



●窪田篤弘 殿 (北網支部)

登録年月日 平成28年 8月3日
登録番号 釧路 第234号
事務所住所 〒099-4115
斜里郡斜里町光陽町47番地12
リバティ光陽303号
電話番号 (0152) 23-1448
FAX番号 (0152) 23-1448

*変更

●野村一仁 殿 (十勝支部)

平成28年 6月28日受付
事務所名称 司法書士野村事務所

●播間章浩 殿 (十勝支部)

平成27年 3月16日受付
事務所名称 司法書士播間総合法務事務所

●芳賀芳則 殿 (十勝支部)

平成28年 5月2日受付
事務所住所 〒082-0011
河西郡芽室町東1条7丁目2
番地14
メゾンド・カンパニー 101号室
電話番号 (0155) 67-4990
FAX番号 (050) 3730-4332

*退会

●北田佑治 殿 (十勝支部)

*札幌会へ変更登録
退会年月日 平成28年 5月9日
登録番号 釧路 第192号

●長谷川博一 殿 (釧根支部)

退会年月日 平成28年 6月30日
登録番号 釧路 第187号

*死亡

●佐々木秀喜 殿 (釧根支部)

生年月日 昭和9年11月20日
死亡年月日 平成28年 5月28日
登録番号 釧路 第100号
事務所住所 釧路市北大通8丁目2番地



釧路司法書士会 業務日誌

(H28.4 ~ H28.8)

4月

April

6日(水)	会長・副会長・在釧理事会	於：事務局
8日(金)	登録面接【保田 正明 氏・大平 明夫 氏】	於：事務局
12日(火)	監査	於：事務局
14日(木)	平成28年度 第1回 会長会 1日目	於：ホテル福島グリーンパレス (野村会長)
15日(金)	〃 2日目	於：〃
〃	被災地視察 1日目	於：福島県 (野村会長)
〃	補助者申請【川越事務所 猿川亜矢子 殿】	
16日(土)	被災地視察 2日目	於：福島県 (野村会長)
17日(日)	理事・支部長合同会議	於：事務局
23日(土)	第1回 北海道ブロック司法書士協議会理事会	於：札幌司法書士会館
28日(木)	登録交付式【本田 幸治 氏・保田 正明 氏・大平 明夫 氏】	於：事務局
〃	住宅金融支援機構・福祉医療機構事務処理	於：事務局

5月

May

2日(木)	会長・副会長・在釧理事会	於：事務局
18日(水)	「空き家対策」釧路市役所担当者との打合せ	於：事務局 (菅原亮理事、西山会員)
〃	補助者申請【近江事務所 千葉真希子 殿・草野絵美 殿】	
19日(木)	補助者申請【大平事務所 中川昌子 殿】	
20日(金)	釧路土地家屋調査士会 定時総会	於：北見ホテル黒部 (野村会長)
21日(土)	第49回 釧路司法書士会 定時総会	於：アパホテル帯広駅前

6月

June

3日(金)	北海道空き家対策連絡会議	於：札幌第2水産ビル(中川貴志理事)
4日(土)	第2回 北海道ブロック司法書士協議会理事会	於：アパホテル帯広駅前
〃	北海道ブロック司法書士協議会 定時総会	於：〃
11日(土)	理事・支部長合同会議	於：事務局

23日(木) 第78回 日本司法書士会連合会 定時総会

於：渋谷ヒカリエホール
(野村会長・酒井代議員)

24日(金)

〃

〃

30日(木) 住宅金融支援機構事務処理

於：事務局

7月

July

1日(金) 全国広報担当者会議

於：日司連ホール (中川貴志理事)

〃 補助者申請 【芳賀事務所 田中美里 殿】

14日(木) 綱紀調査委員会

於：事務局

22日(金) 会報編集委員会

於：ニュー阿寒ホテル

〃 登録面接 【窪田 篤弘 氏】

於：事務局

23日(土) ブロック新人研修実行委員会

於：札幌司法書士会館 (酒井理事)

29日(金) 福祉医療機構事務処理

於：事務局

8月

August

3日(水) 「司法書士の日」無料法律相談会

於：釧路生涯学習センターまなぼっと
とかちプラザ、
北見市民会館

5日(金) 第2回 臨時会長会

於：日司連ホール (野村会長)

6日(土) 綱紀事案調査

10日(水) 第1回研修会について打合せ

於：事務局 (佐藤正樹理事、西山会員)

12日(金)・15日(月)・16日(火) 事務局お盆休み

20日(土) 第3回北海道ブロック司法書士協議会理事会

於：TKP札幌駅カンファレンスセンター3B

〃 ブロック研修会「相続法改正」

〃

27日(土) 綱紀調査委員会

於：釧路生涯学習センターまなぼっと

〃 第1回業務研修会
「商業登記研修 - 各種法人登記」

於：釧路生涯学習センターまなぼっと

31日(水) 登録交付式 【窪田 篤弘 氏】

於：事務局

編集後記

この夏は、リオ・オリンピック、甲子園、台風、国民的アイドルの解散等話題に事欠きませんでしたね。

オリンピックは連日の観戦で寝不足の方もいるのではないのでしょうか。日本の獲得メダルは金12個、銀8個、銅21個と大健闘の結果となりました。選手の方々にはそれぞれドラマがあり、たくさんの感動をもらうことができました。今から次回の東京オリンピックが楽しみです。

甲子園では、北海高校が見事に決勝進出を果たしました。平成17年の駒大苫小牧高校の優勝以来の北海道の高校の優勝に期待がかかりました。惜しくも準優勝でしたが、よい試合をたくさん見せてもらうことができました。

8月中旬に北海道を通過した台風は、河川の増水、氾濫、冠水等各所に甚大な被害を及ぼしました。土砂流入や盛土崩壊により、JRでは当面運休が決まった路線もあり、台風が去った後もなお我々の生活に大きな影響が出ています。日々技術は進みますが自然の力には勝てないということを再認識しました。

国民的アイドルの解散報道については、信頼関係について考えさせられました。「覆水盆に返らず」という諺がありますが、正にその通りで、一度壊れた関係を修復することは容易ではありません。「信頼」とは、築き上げるのは難しく、壊れるのは一瞬です。

今年ももう残すところ3か月。日々色々な出来事がありますが、刺激を受けつつ、時に自己の在り方を見直しながら研鑽を重ねていきたいものです。

会報編集委員 辻 香澄

釧路司法書士会報

釧路司法書士会会報編集委員会

平成28年9月25日 発行（第124号）

会報編集委員 本間 利夫 辻 香澄 中川 貴志

担当副会長 森 一也

担当理事 中川 貴志

印刷 ソーゴ印刷株式会社 TEL (0155) 34-1281